

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第2号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>。</p> <p>(略)</p> <p>社会教育課</p> <p>人権・同和教育課</p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>。</p> <p>(略)</p> <p>社会教育課</p> <p><u>スポーツ課 施設係 振興係</u></p> <p><u>国体推進課 企画係 競技係</u></p> <p>人権・同和教育課</p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>社会教育課 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>社会教育課 (略)</p> <p><u>スポーツ課</u></p> <p><u>施設係</u></p> <p><u>(1) 運動施設の運営管理に関すること。</u></p>

(2) 運動施設の調査及び計画に関すること。

(3) ドーム施設の運営管理に関すること。

(4) ドーム施設の利用促進及び事業の企画立案に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

振興係

(1) スポーツの振興及び奨励に関すること。

(2) スポーツ関係事業の計画及び実施に関すること。

(3) スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること。

(4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。

(5) 学校体育施設の開放に関すること。

国体推進課

企画係

(1) 第76回国民体育大会四日市市準備委員会に関すること。

(2) 平成30年度全国高等学校総合体育大会四日市市実行委員会に関すること。

(3) 東京オリンピック事前キャンプに関すること。

(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における設計及び施行に関すること。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における競技用備品の整備に関すること。

(7) 課の庶務に関すること。

競技係

(1) 平成30年度全国高等学校総合体育大会における本市実施競技に関すること。

(2) 第76回国民体育大会（ブレ国体等含む。）における本市実施競技に関すること。

(3) 第76回国民体育大会におけるデモンストレーションスポーツに関すること。

人権・同和教育課 (略)
(略)

人権・同和教育課 (略)
(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)